

告 示

埼玉県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、妻沼西南土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	須永俊也	埼玉県熊谷市飯塚千五百二十八番地二